

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別児童扶養手当の不正利得の徴収	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条	
所 管 課	障害福祉部 障害支援課	
<p>処分基準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条</p> <p>（児童扶養手当法の準用） 第十六条 児童扶養手当法第五条の二、第八条、第二十二条から第二十五条まで及び第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p> <p>児童扶養手当法第23条</p> <p>（不正利得の徴収） 第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p>・聴 聞 ・弁 明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</p>	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。</p>
	<p>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	